

# (参考) 米国と韓国との二国間原子力協力協定(1/2)

## 1. 協定改定に向けた論点

6月16日、オバマ大統領は、「米国と韓国の原子力平和利用に係る協力協定」(新協定)案を不拡散評価書等と共に議会に上程した。協定改定交渉の主要争点は、米国側は、米国原子力法に基づく核不拡散要件の導入、韓国側は、ウラン濃縮及びパイロプロセッシング(乾式再処理)に関して、米国が事前同意を付与するか否かであったが、現時点では、米国は事実上、当該同意を付与していない。

## 2. 協定改定に向けた経緯

1972年11月: 米韓原子力協力協定に署名

1973年3月: 米韓原子力協力協定発効

- 協定の有効期間(30年)、1974年5月に協定の有効期間を41年(2014年3月まで)に改定

- 再処理、形状または内容の変更については、「保障措置の効果的な適用に係る共同決定により、両国が受け入れ可能とされる施設で行われることを規定(現協定第8条C)」

1970年代: 韓国は再処理に係る技術開発を米側に提案するが、米国は同意せず

1980年代: タンデム燃料サイクル(DUPIC)について米側に提案し、1990年代に米国DOE国立研究所と共同研究を開始

2010年10月: 米韓原子力協力協定 改定交渉を開始

2011年: パイロプロセッシングを含む使用済燃料管理に関する共同燃料サイクル研究(JFCS)を開始(期間10年)

2013年4月: 現協定を2年延長することで米韓政府間の合意が成立。9月に米議会下院が、2014年1月に上院が承認し、2014年2月に大統領が署名

2014年5月: 韓国内でのDUPIC研究(現協定: 形状または内容の変更)について同意を付与

2015年6月: 新米韓原子力協力協定に署名

## (参考) 米国と韓国の二国間原子力協力協定(2/2)

### 3. 米韓原子力協力協定(案)の概要

- 貯蔵と再移転(第10条):本協定下で移転されたプルトニウム、ウラン233及び高濃縮ウラン、移転された資機材の使用を通じて製造された特殊核分裂性物質は、両国の合意がある場合、貯蔵することが可能。両国は協定対象となる使用済燃料を両国が合意した第三国に再移転することが可能。合意議事録において、**使用済燃料の英仏への貯蔵及び再処理を目的とした再移転**を規定。また、再処理後に取り出された核物質(プルトニウム)の返還についてはi)返還されたプルトニウムが協定に従うこと、ii)プルトニウムは両国が書面で合意した形態(例えばMOX燃料等)及び物理的防護措置に従うことが必要
- ウラン濃縮(第11条2):ハイレベル二国間委員会(HLBC)での合意により、合意議事録**附属書IIIに記載の施設で協定対象核物質の20%未満の濃縮を行うことが可能**、HLBCでは、ウラン濃縮の技術的実現可能性、経済的実行可能性、効果的な保障措置及び適切な核物質防護措置の適用等、ウラン濃縮が核拡散リスクの重大な増加につながらないかを協議
- 再処理、形状または内容の変更(第11条1):**再処理、形状または内容の変更は、それらが行われる施設を含め、両国の書面で合意した場合に行うことが可能**(附属書I:DUPLIC、照射後試験等、附属書II:パイロプロセッシング、附属書III:濃縮)
  - ✓ 附属書Iセクション1:(a)韓国原子力研究所(KAERI)の照射後試験施設、(b)KAERIの照射材料試験施設、(c)KAERIの先進使用済燃料調整工程施設、(d)KAERIのDUPLIC 燃料開発施設、(e)米国アイダホ国立研究所のホット燃料試験施設
  - ✓ 附属書Iセクション2:(a)KAERIの先進使用済燃料調整工程施設、(b)KAERIのDUPLIC燃料開発施設、(c)米国アイダホ国立研究所のホット燃料試験施設
  - ✓ 附属書IIセクション1:使用済燃料の管理と処分に係る研究開発施設、記載なし
  - ✓ 附属書IIセクション2:使用済燃料の管理と処分に係る実証、製造施設、記載なし
  - ✓ 附属書III:濃縮に係る施設、記載なし
- 協定の有効期間(第21条):有効期間は20年で、協定発効から17年後に両国は速やかに各々の目的の達成のために協定の有効性につき協議し、協定を5年間延長(一度のみ延長可)するか否かを決定